

## 労働政策研究報告書 No.1

2004

JILPT: The Japan Institute for Labour Policy and Training

# 諸外国の若者就業支援政策の展開

―ドイツとアメリカを中心に―

労働政策研究 · 研修機構

# 諸外国の若者就業支援政策の展開

―ドイツとアメリカを中心に―

独立行政法人 **労働政策研究·研修機構** The Japan Institute for Labour Policy and Training

本報告書は、労働政策研究・研修機構の前身である、日本労働研究機構が刊行した資料シリーズNo.131 『諸外国の若者就業支援政策の展開―イギリスとスウェーデンを中心に一』の続編にあたる。

かつて日本の教育から職業への移行システムは、ドイツと並び、低い若年失業率を維持するのに寄与してきた。日本の高卒者の就職支援システムである「実績関係」、そしてドイツのデュアルシステムは、若者をうまく移行させている事例として高い評価がなされている。すなわちこの2つのタイプの移行システムは、不安定な就業状態が一部の不利な若者に集中する傾向が見られる中、高い学歴を持たない、不利な立場に置かれた若者の円滑な移行に成功してきた数少ない成功例であったと言える。

しかしながら、近年日本においては、若年失業率や高卒無業率(高校を卒業しても、進学も就職もしない者の割合)の上昇や、フリーターの増加が問題となっている。こうした現象に対して日本労働研究機構では、1999年より調査研究を開始し、その実態を把握するとともに、支援の必要性について論じてきた。

他方で、高い若年失業率を経験してきた諸外国が、どのように若者を支援しているのかについての情報収集にも努め、資料シリーズでは特に若者の就業状況の改善が見られるイギリスとスウェーデンについて詳しく探った。これに引き続き本報告書では、組織的な移行システムが長い間存在しなかったアメリカと、日本とならんで優れた移行システムを持つドイツにおいて、移行がどのように行われ、またどのような移行支援が行われているのかについて検討した。そしてこの4カ国の比較検討をもとに、我が国ではどのように日本の若者の移行を支援できるのかについて政策提言を行っている。なお本研究は、厚生労働省職業安定局業務指導課からの「諸外国の若年者雇用政策に関する研究」の要請に応えるために行った調査研究の一部でもある。

日本でもごく最近になって、若者を社会的に支援しようとする動きが見られるようになった。日本労働研究機構が若者の就業行動に関する研究をはじめた頃には、このような社会的な支援をしようという動きはあまり見られなかった。本報告書が、若者への社会的な支援が一時的なものに終わることなく、今後も継続的になされていくための資料として参考になれば幸いである。

なお本報告書の執筆は別記のそれぞれが担当したが、とりまとめは小杉礼子(人材育成・ 副統括研究員)、堀 有喜衣(同・研究員)があたった。

2004年1月

労働政策研究・研修機構 理事長 小野 旭

	執 筆 担 当 者 (執筆順)	
氏 名	所属	執 筆 章
畑 有喜衣	労働政策研究・研修機構 研究員	第I部
まかの しんじ 坂野 慎二	国立教育政策研究所 総括研究官	第Ⅱ部
まじた てるゅき 藤田 晃之	筑波大学教育学系助教授	第Ⅲ部第1.第2章 第3章—1. 2 終章
なかじま ふみあき 中島 史明	労働政策研究·研修機構 助教授 (主任研究員)	第Ⅲ部 第3章—3

#### 「若者政策比較研究会」サブグループ委員一覧 (五十音順)

坂野 慎二 国立教育政策研究所 総括研究官 中島 史明 労働政策研究・研修機構 助教授(主任研究員)

中村 正子 厚生労働省 業務指導課 課長補佐

藤田 晃之 筑波大学教育学系助教授

堀 有喜衣 労働政策研究・研修機構 研究員

## 目 次

### 第 I 部 概要

第2章	章 青少年・若年者失業対策 ····································	10
1. 5	失業と労働行政 ······	40
(1)	労働行政の組織	40
(2)	ドイツ統一以降の失業状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(3)	シュレーダー政権下の青少年・若年者失業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(4)	連邦政府の失業対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(5)	青少年・若年者失業対策の根拠法令	45
2. 冥	緊急プログラム(JUMP)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(1)	JUMPの経緯と枠組み ····································	48
(2)	JUMPの内容 ······	49
(3)	JUMPの現状 ····································	52
(4)	JUMP参加者の属性 ····································	54
(5)	JUMPの成果 ····································	57
3. J	UMPの実際例 ····································	<del>5</del> 8
(1)	労働局におけるJUMP諸施策	<del>5</del> 8
(2)	JUMP施策具体例(	ŝ1
第3章	章 ドイツの青少年・若年者失業政策の特色と課題	35
おわり	) に—日本への示唆	<b>3</b> 9
第Ⅲ部	邓 アメリカにおける若年者就職支援施策の特質と課題	
はじぬ	かに―本稿の目的と課題	75
第1章	章 若年者就職支援施策の基盤	77
1. 7	アメリカにおける「学校から職業生活への移行」の特質	77
(1)	日米間の共通性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
(2)	移行期における"アメリカ的"側面	79
2. 孝	改育制度の特質と若年者就職支援施策が根ざす現実	31
(1)	教育制度の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(2)	若年者就職支援施策が根ざす現実	36

3.	若年就職支援施策の法的基盤	96
(1	) 職業教育関連法:学校における若年者就職支援の法的基盤	97
(2	) 職業訓練関連法:学校外における若年者就職支援の法的基盤	102
(3	2003-2004年度連邦予算	104
第 2	章 学校から職業生活への移行支援施策	108
1.	キャリアガイダンスプログラム	108
(1	) 中核としてのスクールカウンセラー	108
(2	シーキャリアガイダンスプログラム事例	109
(3	) 就職支援に直結したキャリアガイダンスプログラム	112
2.	学校における職業教育の諸相	114
(1	) テックプレップ制度	114
(2	) その他の職業教育プログラム	115
(3	) 「職場における学習」の多様性	117
(4	) 多様な制度による職業教育の提供	119
第3	章 若年失業・無業者およびハイリスク層に対する就職支援策	122
1.	中退者に対する高校修了認定	122
(1	) GEDテストによる高校卒業同等証書の授与 ······	123
(2	<ul><li>NEDPにおける技能評価</li></ul>	124
2.	学校からの中退者へのアプローチ	125
(1	) JAG:中退ハイリスク層及び中退者に対する就職支援プログラム	126
(2	) チャータースクールにおける中退者支援	130
3.	ジョブコア	135
(1	) ジョブ・コアとは	135
(2	———————————————————————————————————————	
(3	) ジョブ・コア・センター運営の特徴	137
(4	) ジョブ・コア・プログラムの実績とその評価	137
(5	) 若者がジョブ・コア・プログラムに参加するのに必要な資格要件 …	139
(6	) ジョブ・コア・センターでの若者の生活	141
(7	) ジョブ・コア・センターにおける訓練プログラム	142
(8		
(9	)プログラム参加期間(センター在留期間)	144
(10	) 就職支度金の支給	144

4. ž	ジョブ・コア・センターの具体的事例	·144
	ヒューバート・H・ハンフリーJob Corpsセンター	·144
(1)	センターの経営主体	·144
(2)	HHH・JCCの組織と職務構成	·145
(3)	HHH・JCC入寮生の特徴	·145
(4)	HHH・JCCにおける教育・訓練	·145
(5)	インターンシップ受け入れ機関としてのHHH・JCC	·146
終章	若年者就職支援政策が直面する課題	·151
資料	アメリカ合衆国におけるヒアリング調査及び	
	観察調査の実施日程及び訪問先一覧	·155